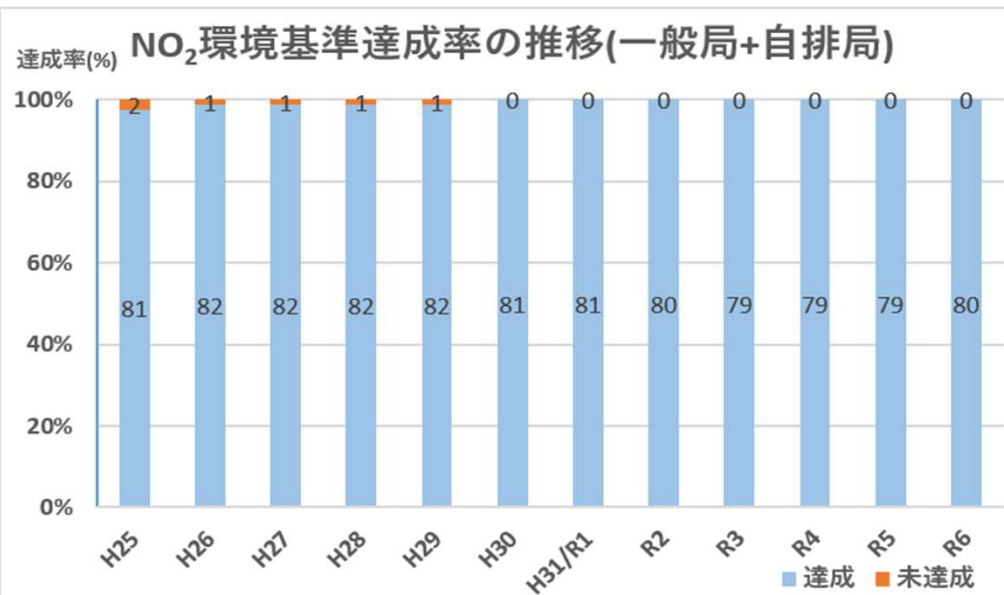
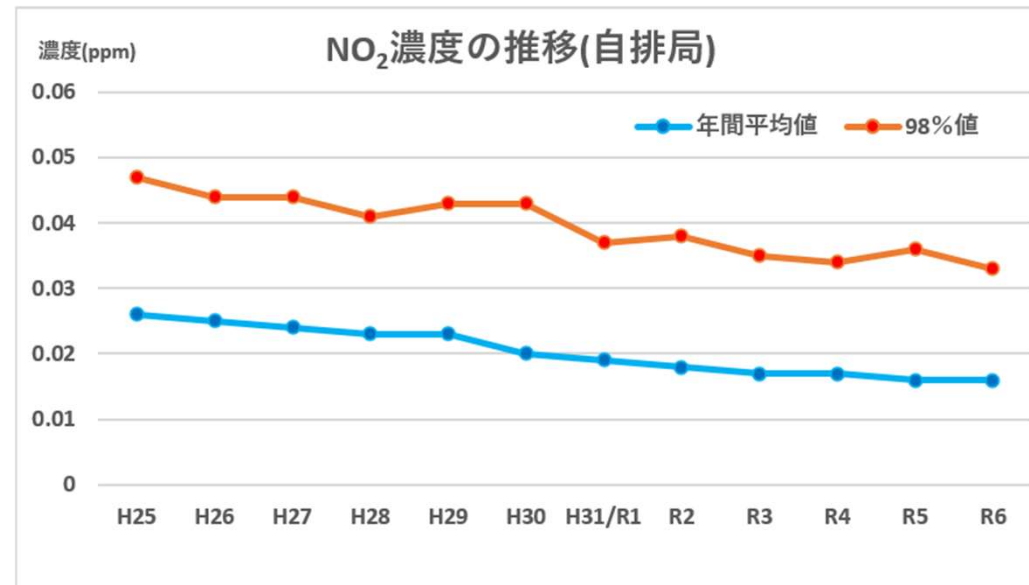
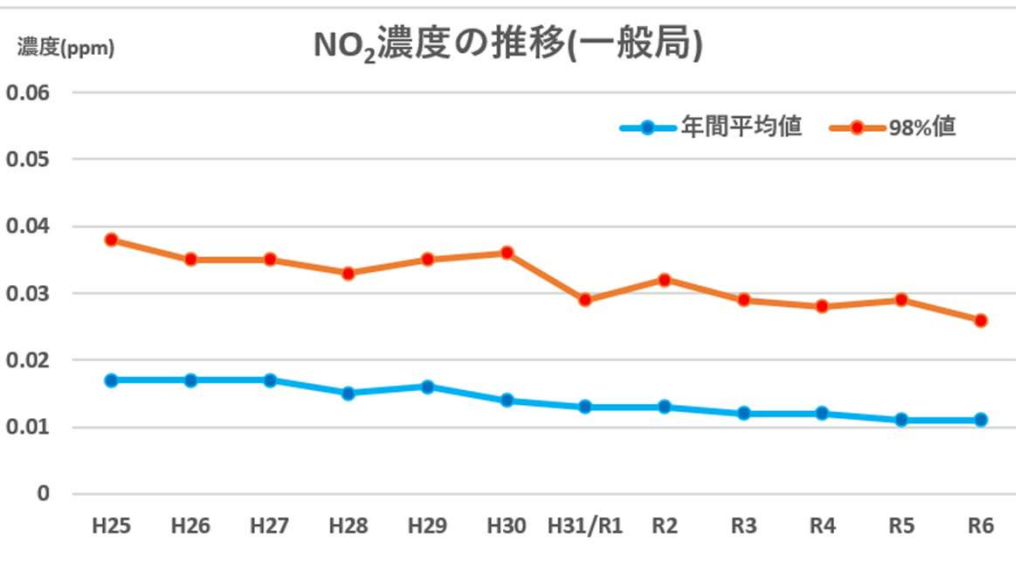


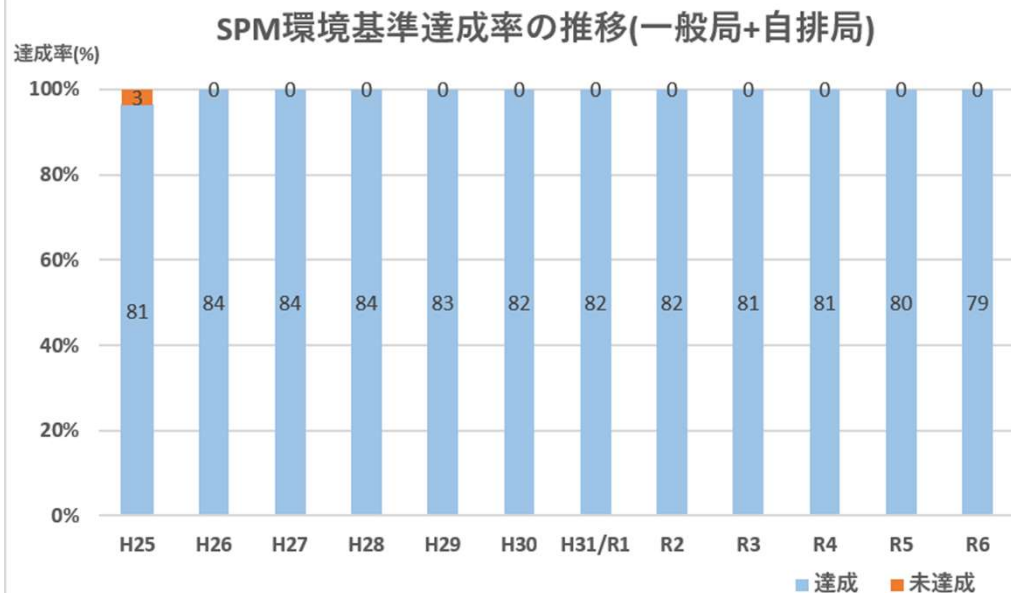
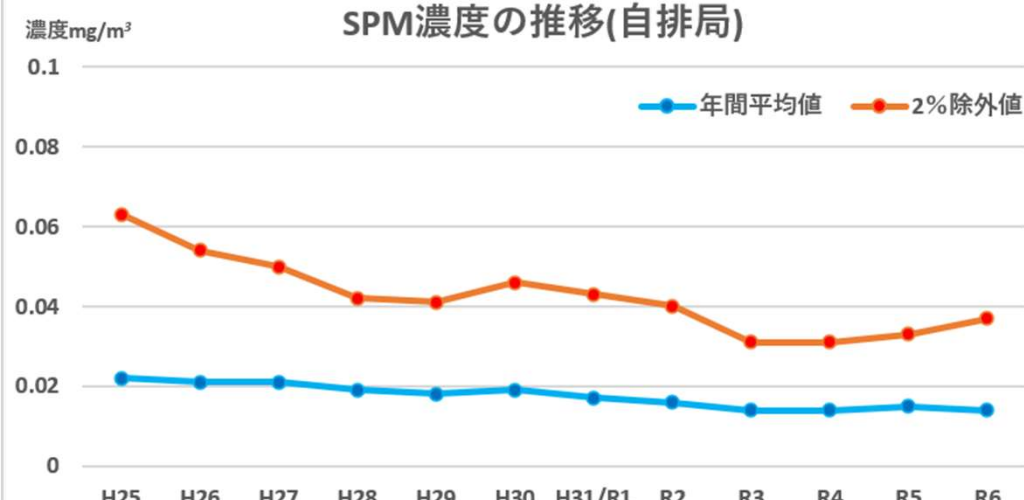
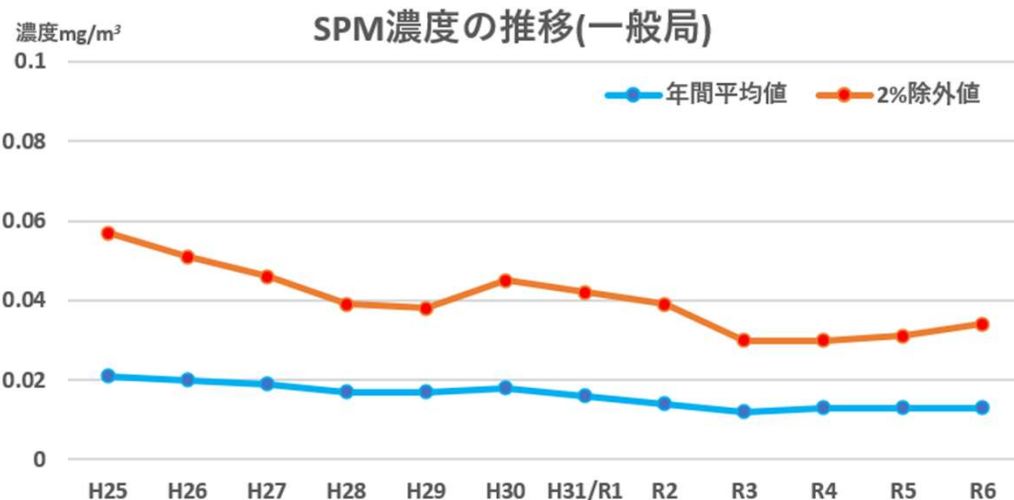
都内大気汚染状況の推移

二酸化窒素 (NO₂)■ 二酸化窒素 (NO₂) の経年変化

- ・都の設置する一般環境大気測定局（一般局）及び自動車排出ガス測定局（自排局）ともに、減少傾向
- ・一般局については、平成22年度以降全局NO₂環境基準(0.06ppm)を達成
- ・自排局については、平成29年度まで松原橋自排局が未達成の状態にあったが、平成30年度以降全局においてNO₂環境基準を達成

都内大気汚染の状況の推移

浮遊粒子状物質 (SPM)



■ 浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化

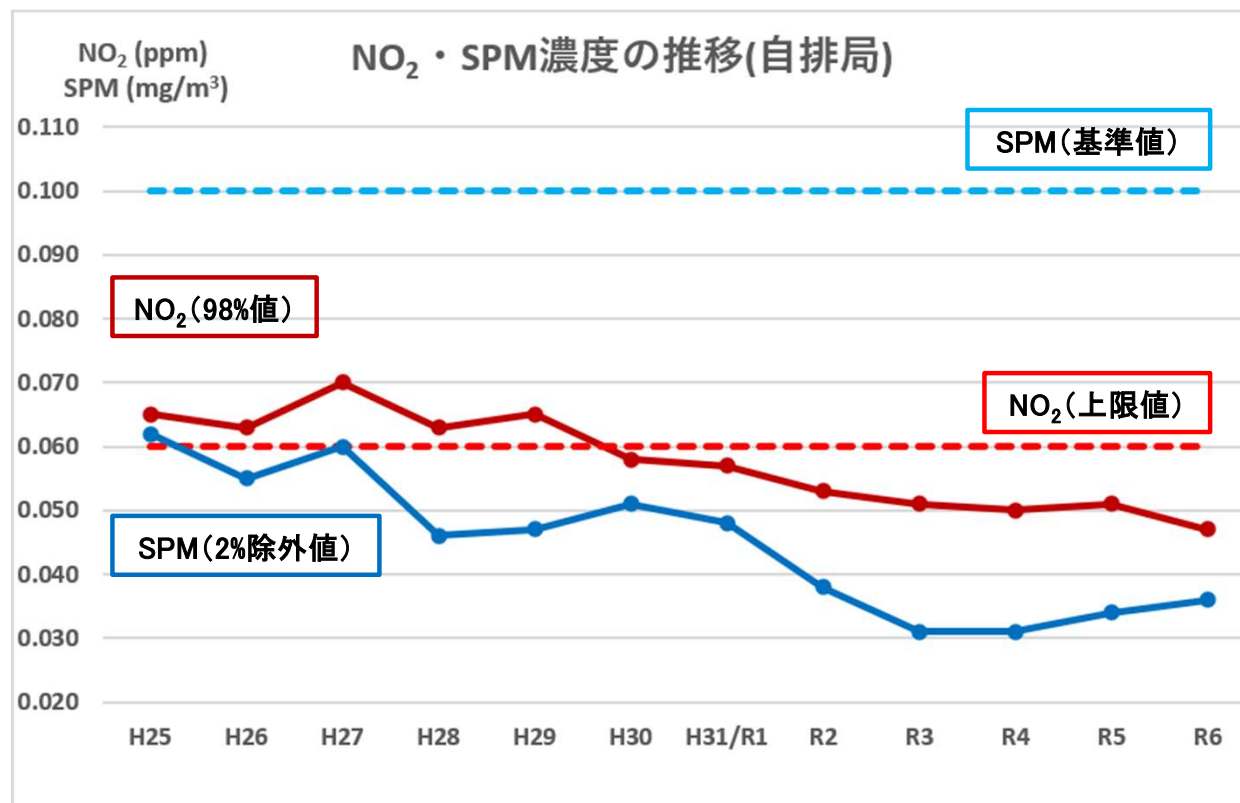
- ・ 都の設置する一般局及び自排局ともに、減少傾向
- ・ 一般局及び自排局ともに、平成26年度以降全局においてSPM環境基準(0.10mg/m³)を達成

松原橋自排局の測定値推移

松原橋自排局周辺地図



国土地理院地図



■ 松原橋自排局における経年変化

- ・ 過去には環境基準非達成であった松原橋自排局においても、NO₂・SPMいずれも減少傾向
 - ・ NO₂は平成30年度に環境基準上限値（0.06ppm）を達成して以降、減少傾向
 - ・ SPMは平成26年度以降環境基準（0.10mg/m³）を達成して以降、減少傾向
- ※H25年度は環境基準値を超過した日が2日以上連続したことにより非達成



都内大気環境の改善に向けて実施した取組

■ディーゼル車の走行規制

- 東京都環境確保条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、東京都内の走行を禁止
- 規制の徹底を図るため、物流拠点での車両検査、幹線道路等でのビデオカメラによる走行車両の撮影、事業所への立入検査等を実施
- ・対象地域：島しょ部を除く都内全域
- ・規制の基準：新短期規制と同じ値
- ・対象車種：ディーゼル車のうち
 - ①貨物自動車（1,4,6ナンバー）
 - ②乗合自動車：乗車定員11人以上（2（一部5,7）ナンバー）
 - ③特種用途自動車（8ナンバー）
 - ※乗用車（3,5,7ナンバー）は対象外

都内大気環境の改善に向けて実施した取組

■ 特定低公害・低燃費車の導入義務

- ・ 都内（島しょを除く。）で200台以上の自動車を使用する事業者に対し、都が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付け。

（令和8年度末までに30%以上導入、特に乗用車においては、基準に該当する非ガソリン車を20%以上導入。）

○特定低公害・低燃費車 乗用車の例

自動車の種類	基準	次のステッカーが貼付されている自動車が該当
	上段：排出ガス基準、下段：燃費基準	
1 燃料電池自動車 及び電気自動車	— —	
2 プラグイン ハイブリット自動車	平成17年基準排出ガス75%以上低減又は 平成30年基準排出ガス75%以上低減 —	
3 1及び2以外の 特定低公害・低燃費車	平成17年基準排出ガス75%以上低減又は 平成30年基準排出ガス75%以上低減 令和2年度燃費基準20%向上以上達成	 

■ その他の取組

- ・ エコドライブの普及促進
- ・ ZEVの普及促進（導入補助）
- ・ HVトラック・バス・タクシーの普及促進（導入補助）
- ・ 低公害・低燃費車の買替支援（融資あっせん）

等



基本方針及びNO_x・PM 法の制度全般について

東京の大気環境は改善されてきているが、PM_{2.5}や光化学オキシダントなど対策が必要なものも残されており、今後の基本方針の検討に当たっては、これらの低減にも配慮願いたい。